

市民を災害から守ります!

—福生市消防団の紹介—

福生市消防団は瀬古毅団長を始めとして本部5名、本部指揮班6名、5個分団175名の総勢186名で活動しています。市内で火災などの災害発生時に出動し、消火活動などを行ないます。また、自主防災組織からの要請により応急救護訓練などのお手伝いもしています。正副団長及び市内全域を5分割し、それぞれの受け持ち区域を担当する新しい分団長を紹介します。

問合せ安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638

本部



団長
瀬古 毅



副団長
山口 哲也



副団長
久野木 裕之



副団長
小林 和博



副団長
高橋 晃司

第四分団
(分団長 尾崎孝一)

担当区域 本町第一・本町第二・本町第三・本町中央・本町第六・本町第七・本町第八第一・本町第八第二・武蔵野台一丁目・加美平団地

第二分団
(分団長 斎藤隆)

担当区域 鍋ヶ谷戸第一・鍋ヶ谷戸第二・玉川台・富士見台・福栄・熊川牛浜・福生団地・南田園二丁目・南田園三丁目

第三分団
(分団長 猪又豊)

担当区域 牛浜第一・牛浜第二・原ヶ谷戸・志茂第一・志茂第二

第五分団
(分団長 松本光央)

担当区域 永田・長沢・加美第一・加美第二

第一分団
(分団長 藤巻修暁)

担当区域 福生熊川住宅・南・内出・武蔵野・福東・南田園一丁目

平成24年度憲法週間行事

憲法週間にちなみ、人権に関する正しい理解と認識を深めることを目的に、「講演と映画の集い」を開催します。(入場無料)

日時 5月7日(月)午後1時30分～5時(開場午後1時)

場所 ルネこだいら(西武新宿線小平駅南口徒歩3分)

定員 先着1,200人

内容 ▼講演 相田一人(相田みつを美術館館長)「つま

づいたっていいじゃないか にんげんだもの～父相田みつをを語る～」▼映画「ふるさとをください」(日本語字幕・副音声付)

※託児室(要予約)、手話通訳、要約筆記有り

主催 東京都人権啓発ネットワーク協議会、小平市

協賛 公営財団法人東京都人権啓発センター

問合せ 東京都総務局人権部 ☎03・5388・2588 03

・5388・1266、東京法務局人権擁護部 ☎03・5213

・1365、小平市総務部総務課 ☎042・346・9511

4月1日「福生市暴力団排除条例」が施行されました

暴力団は、巧妙かつ悪質な手口を用いて、市民生活や事業活動に介入してきます。そして、この資金獲得活動により、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このため市では、暴力団排除活動を強力に推進し、安全で安心して暮らすことができる福生市の実現に向け、「福生市暴力団排除条例」を施行しました。

●条例の概要●

【目的】暴力団排除活動に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、市民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与する。

【基本理念】「暴力団と交際しないこと」「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民、事業者、警察等の連携・協力により推進する。

【市の責務】市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進する。

【市民及び事業者の責務】基本理念に基づき、次に掲げる行為を行なうよう努める。

- 1 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市または警察等に情報を提供する。
- 2 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画または協力する。
- 3 暴力団排除活動に自主的に、かつ相互に連携し

て取り組む。

【不当要求行為に対する措置】市は、暴力団員から職員に対して不当な要求があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講じる。

【市の事務事業に係る暴力団排除措置】市は、公共工事その他の事務事業の契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講じる。

【市が設置する公の施設における措置】市の施設の利用者について、当該施設の利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認めるときは、当該施設の使用または利用の承認をせず、または承認を取り消すことができる。

【広報及び啓発】市は、警察等と連携し、暴力団排除活動の広報及び啓発を行なう。

【市民及び事業者に対する支援】市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言等の支援を行なう。

【青少年の教育等に対する支援】市は、青少年が暴力団に加入することや暴力団員による犯罪の被害者となることを防止するため、青少年の教育または育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の必要な措置を円滑に講じることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、指導、助言等の支援を行なう。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

住基カードを作りませんか

住基カードは公的な身分証明書としても使える便利なカードです。正式名称を「住民基本台帳カード」といい、市が交付する安全性に優れたICカードのことです。

「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」があり、希望するカードを選択できます。特に「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。

・「運転免許証返納後」の公的な身分証明書として
※運転免許証の自主返納をお考えの方は、住基カードの交付手続きを済ませて

から、運転免許証の自主返納をしていたら、手続きが早く済みます。

- ・住民票の写しなどの交付請求に
 - ・口座の新規開設に
 - ・クレジットカード等の契約の際に
 - ・パスポートの新規発給の際に
 - ・住基カードに電子証明書を記録することで、インターネットを利用した電子申請(e-Tax)が利用できます。
- ※運転免許証自主返納後に申請により交付される「運転経歴証明書」(本人の写真が添付されているものに限る)が平成24年4月1日より身分証明書として利用できるようになりました(平成24年4月1日以後に交付されたものに限ります)。
申請・問合せ 総合窓口 ☎551・1596

5月の無料相談

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529 ※土・日曜・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	2日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
相続遺言等暮らしのし手続き相談	8日(火)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課 ☎03・5320・7733へ。
税務相談	24日(水)			予約制、警視庁八王子少年センター ☎042・679・1082へ。相談日は秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	11日(金)・16日(水)・23日(水)・30日(水)			介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
交通事故相談	17日(水)	午前9時～午後4時30分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
少年相談	18日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所第2棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎552・5027
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時		
心配ごと相談	毎月第二・四水曜	午後1時～3時		
事業資金相談	10日(水)	午後1時30分～3時30分		

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

福生市ホームページ(携帯版)をご利用ください

市ホームページの内容をご覧いただけるほか、施設検索システム(携帯版)が利用できます。

アクセス方法 右下のQRコードを携帯電話のバーコードリーダー機能で読み取りアクセスするか、直接(http://www.city.fussa.tokyo.jp/m/)へアクセスしてください。 ※情報料は無料ですが、通信費がかかります。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529



福生市長選挙について

投票日 5月13日(日) 分～午後8時
投票時間 午前7時～午後8時
投票場所 市役所第2棟1階(郵便局側入口付近)
必要なもの 入場整理券か本人の確認ができるもの
◆期日前投票
投票期間 5月7日(月)～12日(土)まで
投票時間 午前8時30分～午後8時
問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎551・1802



「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。日時 4月19日(木)午後7時～9時 場所 わかぎり会館2階集会室 問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691